

税

制改正（平成22年度）と海外進出企業への影響について（シリーズ1）

香港、シンガポール等の軽課税国に地域統括会社を設立（日本本社の子会社として）して、中国・ASEAN諸国の子会社事業管理、資金管理体制の立案等を行う会社が増えてきています。ただ、軽課税国の会社ということで会社の存在が節税目的のみで、事業を運営していないような会社においては、外国子会社合算課税制度（日本にて）が適用され、子会社等に留保された利益が日本の親会社で合算課税を受けます。

しかし、**日本企業のグローバル展開が進行**する中、地域統括会社はグループ経営（事業管理、資金管理、物流拠点等）の観点からは重要な機能を担っており、平成22年税制改正において制度緩和が図られることになりました。

～合算課税対象となる特定外国子会社等の判定基準～

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応するため（日本の法人税等負担率はかなり高い）、合算課税の対象となる特定外国子会社等に該当するか否かの基準となる「トリガー税率」を「**20%以下**」に引き下げる（現行25%以下）ことになりました。これにより**中国（香港以外）、ベトナム、韓国、マレーシア**にある子会社は特定外国子会社等には該当しなくなり、合算課税はなされないことになりました。

～グローバル企業のグループ経営～

従来の税制において、軽課税国に存在する会社で「株式等の保有を主たる事業として営む法人」（**純粋持株会社**）は外国子会社合算課税制度上、適用除外要件の事業基準を満たさないことから、**合算課税の対象**会社となっていました。

今回の改正においては、**事業基準**に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営

む法人」の判定上、**統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外されることになりました**。これにより、基本的に**統括会社は合算課税の対象会社ではなくなり**、地域統括会社として税務メリットを享受することができ、グループ経営においてのキャッシュ・フロー戦略の重要性が高まりました。

統括会社とは次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。

- ① 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること
- ② 二以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括して一定の業務を行っていること
- ③ 所在地において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業員（専ら統括業務に従事する者であって、当該特定外国子会社等の役員を除きます。）を有すること

被統括会社とは次の全ての要件を満たす外国法人をいいます。

- ① 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者（非関連者基準における関連者であって、外国法人に限るものとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除きます）であること
- ② 所在地において、実体のある事業活動を行っていること

しかし、外国子会社合算課税制度においては、軽課税国にある会社に**十分な経済合理性**があると認められる子会社のみ適用除外が認められますので、その他の基準（実体基準、非関連者基準、管理支配地基準、所在地国基準）の全てを満たす必要があります。

その他の基準に係わる平成22年税制改正は今回の**シリーズ2**にて。

海

外進出に係る複数省庁にまたがる手続きを1ヶ所に集約（タイ）

タイ政府は11月下旬、海外からの投資に関する一連の手続きを1ヶ所に集約したワンスタート・ワンストップ投資センター（OSOS）をバンコク市内に開設しました。OSOSとは、外資企業がタイ国に新規進出（新規投資）する場合の様々な手続きに関して省庁横断的に手続きをワンストップにて処理できる施設のことです。2010年1月以降、労働許可証やビザ発給業務がOSOSに移転することになり、タイでの拠点構築準備作業の中心となります。

いままでは、複数の政府機関にまたがる手続きにお

いて、投資家自らがこれらの機関との調整を余儀なくされていたことに加え、バンコク中に散らばっている多数の窓口での手続きをいかに容易にするかということが課題でした。

支援内容としては、OSOS職員が、投資企業の様々な申し込み案件を補助し、法人登記に必要な手続き、投資奨励恩典の申請手続き、外国人事業ライセンスの取得手続き、環境影響評価の実施、産業用地の使用許可の申請、公共設備の利用などについて支援してもらえます。

また、手続き上の支援に加え、多数の機関からの職員が多様な相談に応じます。つまり、投資家が複数の機関にまたがる質問事項がある場合に、回答を求めて複数の機関を訪ね歩く必要がなく、OSOSに常駐している様々な専門官が1ヶ所で対応してくれることになります。

ASEAN諸国においては投資促進のための省庁が各国において設置されており、当該省庁は外資企業が各国へ進出するに当たって投資優遇を付与したり、投資手続きのサポートを提供しています。

【ASEAN諸国の投資促進庁】

タイ	BOI (The Board Of Investment Of Thailand)
マレーシア	MIDA (Malaysian Industrial Development Authority)
インドネシア	BKPM (Badan Koordinasi Penanaman Modal)
ベトナム	FIA (Foreign Investment Agency)
フィリピン	PEZA (Philippine Economic Zone Authority)

各国の投資庁ごとに支援内容、他省庁への影響力は異なりますが、投資促進のサポート機関が充実しています。